

○あま市学校給食センター条例

平成 22 年 3 月 22 日

条例第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条及び第 31 条第 2 項の規定に基づき、学校給食の目的を達成するための共同調理及び運搬に関する業務を行う施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 小学校及び中学校の学校給食のための調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あま市学校給食センター	あま市東溝口三丁目 100 番地

(管理)

第 4 条 あま市学校給食センター（以下「給食センター」という。）は、あま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

(給食の対象)

第 5 条 給食センターは、小学校及び中学校の児童及び生徒を対象として給食を実施する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定のほか、給食センターを児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 11 条第 1 項に規定する児童福祉施設内で調理する方法を行う施設とし、あま市立保育園に入所している者を対象とした給食を実施することができる。

(職員)

第 6 条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第 7 条 給食センターに、あま市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員の定数は、15 人以内とし、その任期は 1 年とする。ただし、再任を

妨げない。

- 3 運営委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、あま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年あま市条例第46号）の定めるところによる。

（委嘱）

第8条 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成29年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和元年規則第5号で令和元年8月20日から施行）

○あま市立学校給食センター運営委員会規則

平成22年3月22日

教委規則第10号

改正 令和元年8月20日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 委員会の事務所は、あま市学校給食センター（以下「給食センター」という。）内に置く。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 給食センターの運営及び調査研究に関すること。
- (2) 給食センターの事業計画に関すること。
- (3) その他重要な事項

(委員の構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、あま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。ただし、給食物資の購入関係業を営む者又はこれに属する者は、委員になることができない。

- (1) 小中学校長代表 6人
- (2) 小中学校PTA会長代表 6人
- (3) 教育委員 2人
- (4) 保育園代表 1人

2 委員が欠けた場合の補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(役員の構成)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。ただし、委員の3分の1以上から請求のあったときは、委員長は、会議を開かなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がないときは、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（令和元年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。